

刈谷市選挙資材貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が所有する選挙資材（以下「資材」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象団体)

第2条 資材の貸出しを受けることができるものは、次条に規定する貸出対象事業を実施するものであって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内の小学校、中学校、高等学校、大学その他の学校及び各種学校

(2) その他選挙啓発に寄与すると市長が認める団体

(貸出対象事業)

第3条 貸出対象事業は、政治及び選挙に対する市民の関心を高める効果が期待できると認められる事業であって、その目的が宗教活動、政治活動又は営利活動でないものとする。

(貸出資材)

第4条 貸出しをする資材は、次のとおりとする。

(1) 投票箱

(2) 投票用紙記載台

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、貸出しを受けた日から14日間以内とする。ただし、市長が特に認めたときは、貸出期間を延長することができる。

(貸出手続)

第6条 資材の貸出しを受けようとするものは、貸出しを受けようとする日の10日前までに選挙資材借用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(費用負担)

第7条 資材の貸出しは、無料とする。ただし、貸出期間中の資材の維持管理、運搬等に要する費用は、資材の貸出しを受けた者（以下「借用者」という。）の負担とする。

(義務及び禁止行為)

第8条 借用者は、資材を適正に使用するとともに、使用、運搬及び保管の際には、紛失、汚損、損傷等（以下「紛失等」という。）のないよう適切に管理しなければ

ならない。

2 借用者は、資材を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(取消し)

第9条 借用者が次のいずれかに該当する場合は、市長は、資材の貸出しを取り消すことができる。

(1) 選挙を執行しなければならないとき又はその可能性があるとき

(2) 偽りその他不正な手段により資材の貸出しを受けた場合

(3) 前条の規定に違反した場合

(損害賠償)

第10条 借用者は、故意又は過失により資材を紛失等した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(返却及び実績報告)

第11条 借用者は、資材に紛失等がないことを十分に確認した後、貸出しを受けた期間内に選挙資材借用実績報告書(様式第2号)を添えて資材を市長に返却しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

選挙資材借用申請書

年 月 日

刈谷市長

申請者住所

団体等名

代表者氏名

電話番号 () -

次のとおり選挙資材を借用したいので、申請します。また、借用品を紛失、汚損、損損傷等した場合は弁償します。

借用期間 (貸出～返却)	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
借用目的	
借用品名	<input type="checkbox"/> 投票箱 台 <input type="checkbox"/> 投票用紙記載台（2人用） 台 <input type="checkbox"/> 投票用紙記載台（1人用） 台
使用場所	

貸出条件

- 1 資材の貸出しは無料です。
- 2 事業の目的が宗教活動、政治活動又は営利活動であると認められるものは貸出しできません。
- 3 資材を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはなりません。
- 4 返却の際は、選挙資材借用実績報告書の提出が必要です。

様式第2号（第11条関係）

選挙資材借用実績報告書

年 月 日

刈谷市長

報告者住所 _____
団体等名 _____
代表者氏名 _____
電話番号（ ） - _____

貸出しを受けた資材を次のとおり使用しましたので、報告します。

使用期間	年 月 日（ ） 時 分から
	年 月 日（ ） 時 分まで
使用者数	人